民事訴訟における釈明・指摘義務　正誤表

	正	誤
2 頁下から 6 行目	（１**項**）	（１頁）
2 頁下から 4 行目	（4 **項**）	（4 頁）
63 頁16.行目	指摘がなされなければならな**な**いか	指摘がなされなければならいか
66 頁 12 行目	導き出してはならず	導き出してはならならず
227 頁注 137）7 行目	贈与についても**生**の事実の	贈与についても**右**の事実の
240 頁 8 行目	裁判所は，職権調査事項の	裁判所は，**当事者に**職権調査事項の
248 頁注 2）	東京高**決**昭和 56・3・3	東京高**判**昭和 56・3・3
265 頁注 24）	最**決**平成 29・1・19	最**判**平成 29・1・19
310 頁 7 行目	予備的請求を提起しまたは予備的抗弁を	予備的**な**請求を提起しまたは予備的**な**抗弁を
310 頁 8 行目	裁判所の**裁判**を	裁判所の**判断**を
345 頁 25 行目	弁論を再開してＹ**に**対し	弁論を再開してＹ対し
347 頁注 13）11 行目	判決の既判力によって**後訴**で	判決の既判力によって**控訴**で
360 頁注 48）	注解民訴〔第 2 版〕**(3)** 442 頁	注解民訴〔第 2 版〕442 頁
384 頁 31 行目	最**決**平成 29・1・19	最**判**平成 29・1・19
384 頁 35 行目	東京高**決**昭和 56・3・3	東京高**判**昭和 56・3・3